

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年12月8日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局

それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は皆様方ご多用の中、農業委員会の総会に多くの方が出席いただき、誠にありがとうございます。早いもので12月になりまして大変寒い日となってまいりました。委員の皆様には師走を迎えお忙しいと思いますが、お体に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

それでは本総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、21番の田中敏郎委員と22番の木村憲正委員を、書記に、事務局の中川彩佳主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

 本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

 議案の修正がございます。事務局よりよろしく願いいたします。

事務局 議案の修正がございます。

 まず1ページめくっていただいて目次です。

 目次の第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、件数26件とありますが、1件取下げになりましたので、件数25件と訂正をお願いいたします。26を25に修正をお願いいたします。それに伴いまして合計が変わります。合計197件とありますが、196と訂正をお願いいたします。197を196と訂正をお願いいたします。

 続きまして、8ページをお開きください。

 8ページ、農地法第5条の規定に基づく許可申請の6番が取下げになっております。6番を斜線にて処理をお願いいたします。6番が取下げになっております。

 以上で修正を終わります。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）でございます。23件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

 それでは、1番と2番は関連案件でございます。2番の申請人は議席番号5番の眞鍋委員が本人になっておりますので、よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することができません。眞鍋委員は1番、2番の関連の審議が終了するまで議場から退室していただきます。眞鍋委員よろしく願いいたします。

 （眞鍋委員 退室）

議長 それでは、地区より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

1 番。

10 番 西富大二郎委員

10 番委員、西富です。

1 番から 3 番につきまして、前日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番と 2 番は関連で、新規就農のため賃借権を設定する申請です。昨年から地元の農業委員が本人と数回面談を行い営農計画等を確認しており、許可後は露地野菜を作付されるとのことでした。

議 長 ただいま、1 番、2 番について地元委員の報告がございましたが、何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、眞鍋委員に入室をお願いします。
(眞鍋委員 入室)

議 長 それでは、3 番、お願いします。

10 番 西富大二郎委員

3 番は、経営拡張のための所有権移転する申請です。申請人は、畜産業を営む農地所有適格法人で、申請地には許可後、牧草を作付されます。

以上 3 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、3 番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4 番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 4番、5番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

6番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ダイコンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、子へ貸付けするための使用貸借権設定の申請です。借り人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、新規就農として使用貸借権設定の申請です。借り人は許可後、申請地にはナスとブロッコリーを栽培される計画です。借り人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たされていることを確認しました。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キャベツを生産する法人で、許可後は水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項

各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番から9番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

10番、11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

11番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、10番から11番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は牧草を

作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件につきまして、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま、12番から14番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。15番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

15番から17番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、トマトを生産される専業農業で、許可後はカボチャを作付される予定です。

16番、17番は関連で、所有権移転により耕作の便宜上交換される申請です。16番の譲受人は水稲、スイカ、花を生産される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。また、17番の譲受人は水稲、キュウリを生産される専業農家で、許可後はキュウリを作付される予定です。

以上3件、先の地区委員会において協議し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま15番から17番まで地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

18番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は露地野菜、柿、梅等を生産する兼業農家で、許可後は柿、梅などを作付される予定であります。

19番も、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定であります。

20番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

21番も、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻、たばこを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

22番は、所有権移転により兄へ贈与される申請であります。譲受人は水稻、スイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

23番は、所有権移転により甥へ贈与される申請であります。譲受人は水稻を生産する兼業農家で、許可後も水稻を作付される予定であります。

以上6件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、18番から23番まで地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1

件でございます。地元よりの報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地周辺で自動車解体業を営む法人へ資材置場として貸し出され、転用面積895㎡にバンパー等の自動車部品置場、解体作業スペース、運搬用普通車両3台分の駐車スペースとして使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、以前より申請地の一部を宅地として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、令和3年5月10日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で、現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請25件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

2番と3番は関連で、所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

4番は、住宅の増改築等を営む法人が所有権移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、砕石、土砂等の仮置場及びコンクリート二次製品等の置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協

議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番から4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番は取下げですので、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、所有権移転による墓地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積106㎡に墓1基と通路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。なお、墓地の設置については熊本市生活衛生課との協議は終了しています。ただ、申請地は平成11年ごろから墓地として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、5番について地元より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。6番は取下げでございますので、7番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積459㎡に個人住宅軽量鉄骨造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。工事期間は、令和3年12月15日までと予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、7番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

8番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番、9番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、熊本市河川改修事業による土地収用移転で、都市計画法第34条第12号の許可の運用基準により開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年12月20日までを予定さ

れており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積878.92㎡のうち、転用面積151㎡に建売住宅、木造平屋建て3棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

11番、12番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,943.53㎡のうち、転用面積1,754㎡に建売住宅、木造平屋建て7棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

13番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積574㎡に農家住宅、木造平屋建て1棟、農業用倉庫1棟の建築の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認致しております。

14番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積398.06㎡のうち、転用面

積 3 3 3 m²に個人住宅、木造 2 階建て 1 棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和 3 年 1 2 月 2 0 日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

1 5 番は、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある一団の区域内の農地で第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積 9 7 7 m²に建売住宅木造 2 階建て 3 棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上 8 件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、8 番から 1 5 番まで地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 6 番。

2 番 福原幸一委員

2 番委員、福原です。

1 6 番から 1 8 番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1 6 番は、所有権移転による個人住宅への転用する申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第 1

種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、令和3年12月31日まで予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、賃貸借権設定による資材置場への転用許可申請です。今回の申請については、申請書類に未提出のものがあり調査が必要なため、継続審議とさせていただきます。

18番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。建築条件付売買予定地とは、平成31年3月29日付、30農振第4002号、農林水産省農村振興局長通知、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについてにより新たに創設された制度です。宅地造成のみを目的とした転用は認められませんが、転用事業者と土地購入者の売買契約から一定期間内に転用事業者が指定する建築業者と建築請負契約を締結すること、また、その期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には土地の売買契約を解除されることが契約書に規定されていること、さらには、転用事業者は販売できなかった区画には転用事業者自ら住宅を建設すること、この要件を全て満たすことが確実に認められるときには、例外的に宅地造成のみの転用を認めるものとしたものです。以上のことから、建築条件付売買予定地としての要件を全て満たしていることを確認しております。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地8区画、新設道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年12月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、17番については継続審議とし、ほかの2件については立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は

妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、16番から18番について地元より報告がございました。
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、17番は継続審議、その他は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、19番です。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、贈与による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和3年12月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、19番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

20番、21番について、地区委員会での協議状況についてご報告

いたします。

20番は、所有権移転による貸し資材置場へ転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。今回の申請につきましては、自身が営む法人の事業拡大に伴い資材置場が不足していることから、新たに資材置場として申請地を取得し、法人へ貸し付けられるものです。土地利用計画は、申請地を山砂、栗石等の土木資材置場として利用される計画で、転用面積521㎡は妥当と判断いたします。また、事業計画、資金計画、周辺農地への被害防除対策についても問題はありません。工事計画は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、社会福祉事業を営む法人が所有権移転により敷地の一部を拡張する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にあり第2種農地と判断されます。申請地は、法人が運営する福祉施設に隣接しておりますが、高低差があることから施設の安全確保のため法面の崩落防止用としてコンクリート擁壁を設置されるものです。なお、現地は既に工事が完了しており、幅11.6m、高さ1.95mから2.3mのコンクリート擁壁が設置済みで、申請者からは、農地法に対する十分な知識がなく無断転用していたことに対して深く反省している旨の始末書が提出されております。なお、今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、転用面積も適正な面積と判断いたします。

以上2件、先の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、20番から21番について地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、22番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

22番から26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、所有権移転による個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請は集落に接続して設置される住宅建築であることから、不許可の例外規定に該当するものと判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地59㎡と既存の宅地を合わせた総事業面積498.94㎡に個人住宅1棟を建築されるもので、転用面積としては妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為事前申出の回答済みです。

23番は、所有権移転による車両置場への転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、現在、部品を取るための車12台を自宅周辺の数か所に分けて置かれておりますが、これらを今回の申請地にまとめて置きたいということで取得されるもので、転用面積505㎡は妥当な面積と思われま。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、所有権移転による資材置場への転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2,561㎡にコンクリート二次製品、給排水設備、木材、砂利などの資材置場として利用される計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。なお、工事計画は、許可日から令和3年2月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、不動産を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請は集落に接続して設置される住宅建築であることから、不許可の例外規定に該当するものと判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地4,778㎡に木造平屋建て住宅16棟

の建築のほか、道路、ごみ置場などを整備する計画であり、転用面積としては妥当なもの判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為の事前審査申出済みです。

26番は、所有権移転による駐車場及び物置への転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、近隣にある太陽光発電設備の維持管理を継続的に行うため、申請地929㎡を10台分の駐車場のほか、防草対策のための機材保管用物置を設置する計画で、転用面積は妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除等対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先の地区委員会において現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より22番から26番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、25番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。
　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細15ページの1番から20ページの12番までの合計12件で、1番から7番までの7件が公社からの

売渡し、8番から11番までの4件が公社による買取り、12番が相対による所有権移転です。面積は12件合わせまして、田3万3,465㎡、畑2,041㎡の合計3万5,506㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの13番から40ページの62番までの合計50件で、契約期間別では、6年未満が30件、10年以上が20件で、面積は50件合わせまして、田12万119.86㎡、畑8万3,027㎡の、合計20万3,146.86㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、期間借地による使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹、露地野菜、施設野菜、飼料作物、花卉、麦です。

次に、再設定分です。明細40ページの63番から55ページの102番までの合計40件で、契約期間別では、6年未満が29件、6年以上10年未満が1件、10年以上が10件で、面積は40件合わせまして、田10万7,924.30㎡、畑2万4,919㎡の、合計13万2,843.30㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹、露地野菜、施設野菜、飼料作物、苗木、麦、その他です。

続きまして、第5号議案です。

56ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細57ページの1番から71ページの41番までで、契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が32件で、面積は41件合わせまして、田11万8,248.61㎡、畑3,043㎡の、合計12万1,291.61㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、所有している土地を確認していたところ農地であることが判明しました。申請地について、地元住民から証明、昭和23年撮影の航空写真等を基に昭和27年10月20日農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

では、1番、お願いします。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和2年4月12日相続開始の相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は花を栽培されている農家で、対象農地4

筆については、願出人自らが耕作されていること、また、今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地8筆について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しており、証明することには何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対

象農地8筆について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しており、証明することに何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次に、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から11番までの合計121件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。

議 長 　　ありがとうございました。
次に、次第6、その他でございますが、本日は何もございません。
それでは、以上をもちまして、全て案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。
よって、本総会において議決されました案件についての整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。
以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後3時56分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年12月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 田中 敏郎

署名委員 木村 憲正

書 記 中川 彩佳